

## 1 目的

不祥事防止委員会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

## 2 構成

不祥事防止委員会は、校長、教頭、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口構成員1名以上、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

## 3 活動内容

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 「体罰・セクハラ相談窓口」との連携
- (4) 児童生徒の情報把握のためのアンケートの企画・実施
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 不祥事防止運動などの実施
- (7) PTAとの意見交換

委員会は、毎月1回開催するものとする。

## 4 年間活動計画

月	活 動 内 容
4	・不祥事防止委員会の活動計画の作成ならびに年間研修計画の作成 ・体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の再周知 ・サービス研修の実施 ・情報交流（生徒アンケートの結果など）
5	・個人面談（生徒対象）の計画・実施 ・サービス研修の実施 ・情報交流（生徒アンケートの結果など）
6	・サービス研修の実施 ・情報交流（生徒アンケートの結果など）
7	・サービス研修の実施 ・情報交流（学校評価に係るアンケートの結果）
8	・サービス研修の実施 ・情報交流（学校評議委員会、学校関係者評価委員会から）
9	・サービス研修の実施 ・情報交流（生徒アンケートの結果、衛生懇話会の報告など）
10	・個人面談（生徒対象）の計画・実施 ・サービス研修の実施 ・情報交流（個人面談の結果など）
11	・サービス研修の実施 ・情報交流（生徒アンケートの結果など）
12	・サービス研修の実施 ・情報交流（学校評価に係るアンケートの結果など）
1	・サービス研修の実施 ・情報交流（学校評議委員会、学校関係者評価委員会から）
2	・サービス研修の実施 ・情報交流（生徒アンケートの結果など）
3	・サービス研修の実施 ・情報交流（生徒アンケートの結果など） ・次年度の活動計画並びに研修計画の作成